

2026（令和8）年度 事業計画

社会福祉法人山鳩会
山鳩会相談支援事業所

1. 理念・方針

（1）法人理念

①障がいがある人に…

自分の持っている力を発揮しながら、普通の生活を営み、自らが社会に価値のあるものである事に気づき、自己実現していけるよう支援する。

②障がいがある人の家族に…

障がいがある人への思いを受け止め、それを実現していく。

③援助者には…

障がいがある人と共に歩みつつ、自己実現を図るために必要なサービスを提供し、常に向上的である人材に育てる。

④地域の方に…

共に生きていく環境を実現するために、お互いにメリットのある関わりを築いていく。

（2）基本方針

①令和4年度より開始した特定相談支援事業と障害児相談支援事業を継続して行う。

②日中活動事業所やその他関係機関等との連携を密にし、切れ目のない本人主体の支援を提供する。

③介護者の高齢化や親亡き後などを見据え、地域のネットワーク支援体制の構築を図るために、地域生活支援拠点等としての機能を担う。

④山鳩会の事業所を利用されている方の計画相談支援を行う。

（3）中期目標（令和7年度～令和9年度）

①障害児者が希望する地域で、社会の一員として日常生活や社会生活を営むことができるよう、解決すべき課題等を把握したうえで必要な福祉サービスの利用の支援を行う。

②利用者本人の意思及び人格を尊重し、利用者や家族の思いに寄り添い支援を行う。

③法人内での事業所や職員間の情報共有を密に行いサービスの質の向上に努める。また、法人内研修や外部研修等に積極的に参加し専門性を高める。

④生活の中で起こりうる課題を一緒に検討し、福祉サービスに限らず様々な分野の関係者や、地域の関係機関と連携し支援を行う。

⑤山鳩会の事業所を利用されている、本人・保護者などに情報を発信する。

2. 施設概要

（1）施設種別 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所

（2）所在地 東京都東村山市青葉町三丁目21番1

（3）開所年月 令和4年 4月 1日

- (4) 施設規模 敷地面積 260.33㎡ (せせらぎの里あおば内)
 延床面積 171.86㎡
 専用部面積 4.00㎡
 建物構造 木造2階建て(地上2階建て)
 賃貸区分 (土地)法人所有 (建物)法人所有

3. 職員構成

職 種	配置人数
管理者	1名(兼務)
相談支援専門員(常勤職員)	3名(2名兼務)
相談員補助(非常勤職員)	1名
事務員(常勤職員)	1名(兼務)
合 計	5名

4. 利用者状況

(1) 計画相談支援

	知的障害	精神障害	その他	合 計
登録者数	107名	18名	1名	126名

(2) 障害児相談支援

	知的障害	精神障害	その他	合 計
登録者数	41名	1名	24名	66名

(3) 担当福祉事務所

東村山市	清瀬市	東久留米市	中野区	川口市	合計
182名	5名	3名	1名	1名	192名

5. 事業内容

(1) 特定相談支援事業

①計画相談支援

- ・サービス利用支援：障害福祉サービス利用者に対して、作成マニュアルを基にサービス等利用計画の作成を行い、サービス提供事業者等との連絡調整を行う。
- ・継続サービス利用支援：定期的(6ヶ月・3ヶ月)にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を確実にを行う。

②基本相談支援

全ての障がい児者及びその保護者、又は、介護者などから社会生活を営む上での相談に応じ、解決に結びつけられるようにする。

(2) 障害児相談支援事業

①障害児相談支援

- ・障害児支援利用援助：障害児通所支援利用者に対して、作成マニュアルを基に障害児支援利用計画の作成を行い、サービス提供事業者等との連絡調整を行う。

- ・継続障害児支援利用援助：定期的（6ヶ月・3ヶ月）に障がい児のサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を確実に行う。

（3）地域生活支援拠点の機能を担う事業

- ・常時連絡体制を確保し、緊急の事態に相談を受け各関係機関と連携しサービスのコーディネート及び必要な支援を行う。

6. 重点目標

- ・利用者の抱える課題を抽出し、最適な障害福祉サービス等を受けられるよう家庭や事業所と情報共有し、連携を強化する。
- ・計画書作成やモニタリング報告書の漏れがないように確実に作成する。
事業所に訪問し、モニタリング加算も定期的に行う。必要に応じて関係者会議を開催し、集中支援加算や医療・保育・教育連携加算につなげる。
- ・常勤職員だけに限らず非常勤職員も積極的に研修に参加し、相談支援業務の質の向上や知識の習得に努める。

7. 地域の体制作り

- ・基幹相談支援センターや特定相談支援事業所と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築を行う。

8. 専門的な人材の確保及び養成

- （1）行動障害を有する者や、高齢化に伴い重度化する障がい者に対して専門的な対応が出来るよう体制の確保に努める。
- （2）関係機関各所で行われる研修会へ参加し自己啓発に努める。
- （3）基幹相談支援センター、自立支援協議会相談支援部会等で行われる事例検討会や研修等に参加し、スキルアップを図る。

9. 職員研修

- ・法人内研修や外部研修に積極的に参加し専門的知識を習得する。
- ・利用者の人権擁護・虐待防止やサービスの質の向上に努める。
- ・初任者研修・現任研修（5年ごと）・相談支援専門員・専門コース別研修を随時受講する。

10. 職員会議

- ・利用者が安心して生活を送ることができるよう、情報共有や研修、計画書作成進捗状況等を目的として、月1回職員会議を行う。

11. 事業継続計画（BCP）

（1）防災

計画に沿った形で法人全体での訓練の実施、研修の実施を行う。また、定期的に会議を開催し、より実効性の高い防災対策を検討する。

（2）感染症

計画に基づき、連絡調整や対応手段を整理し、感染症発生時にも円滑に事業の継続または再開をするための体制づくりをする。

12. 苦情解決、個人情報保護、権利擁護、虐待防止、身体拘束の適正化、セクシャルハラスメント防止

(1) 苦情解決

- ①利用者からの苦情解決実施要綱に基づき、苦情に対しては真摯に受け止め迅速且つ円滑な解決方法を見出せるよう努める。
- ②担当窓口及び第三者委員を掲示し、苦情解決への仕組みを利用者・家族へ周知する。

(2) 個人情報保護

個人情報保護規定に基づき、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、データの管理を適切安全に扱う。

(3) 権利擁護・虐待防止・身体拘束の適正化

- ①人権の擁護、虐待防止等に関する運営委員会、担当職員を配置し、必要な支援体制の整備を行う。
- ②身体拘束の対策を検討する委員会を定期的を開催する。
- ③職員は、虐待防止の啓発・普及、身体拘束の適正化に関する研修を受講する。

(4) セクシャルハラスメント防止

担当職員を配置し、セクシャルハラスメントの防止、対応にあたる。

苦情解決

	氏名	連絡先
責任者	寺田 健治	080-7485-6669
担当者	都丸 葉秋	同上
第三者委員	利重 明美	同上

セクシャルハラスメント

	氏名	連絡先
責任者	寺田 健治	080-7485-6669
担当者	都丸 葉秋	同上

虐待防止・身体拘束の適正化

	氏名	連絡先
責任者	寺田 健治	080-7485-6669
担当者	都丸 葉秋	同上